

要指導医薬品及び一般用医薬品（OTC）の販売制度に関する事項

医薬品の区分と販売制度について					
	要指導医薬品	一般用医薬品			
		第 1 類医薬品	指定第 2 類 医薬品	第 2 類医薬品	第 3 類医薬品
定義及び説明	新医薬品等で、安全性に関する調査期間中の医薬品、毒薬及び劇薬のうち厚生労働大臣が指定する医薬品	特にリスクの高い 医薬品	リスクが比較的高く、特に注意を要する 医薬品	リスクが比較的高い 医薬品	リスクが比較的低い 医薬品
表示	要指導医薬品	第 1 類医薬品	第②類医薬品 又は 第②類医薬品	第 2 類医薬品	第 3 類医薬品
対応する専門家	薬剤師		薬剤師又は登録販売者		
情報提供	義務（書面等で）		努力義務 服用してはいけない人や使用について注意すること等の 情報提供を受けて下さい。	努力義務	
陳列方法	薬剤師が対面で情報提供するため、お客様が直接手に取れない陳列となります。ご希望のお客様はスタッフにお申し付け下さい。また、専門家が不在の場合は、医薬品売場をを閉鎖します（閉鎖時に販売できません）。		専門家が在席するカウンター等から7m以内に陳列し、情報提供の機会を高めます。	区分ごとに分けて陳列をします。	
相談があった場合の対応	義務（全ての医薬品に対するご相談に対応しています。）				

※使用期限に関しては3か月以上のものを販売することを明示する

医薬品による健康被害救済制度について
万一、医薬品による健康被害を受けた方は「医薬品副作用被害救済制度」が受けられます。（一部救済が受けられない医薬品・副作用があります。）救済認定基準や手続きについては、下記にお問い合わせ下さい。 独立行政法人 医薬品医療機器総合機構 http://www.pmda.go.jp/index.html 救済制度相談窓口 0120-149-931（フリーダイヤル） 9:00～17:30（月～金 祝日・年末年始除く）
苦情相談窓口について
要指導医薬品及び一般用医薬品販売制度の運用についての苦情相談は、下記窓口までご連絡下さい。 豊中市保健所 保健安全課 医薬安全係：06-6152-7384

当薬局では、販売等によって知り得た皆様の個人情報を適切に取り扱っています。個人情報の取り扱いについて、ご不明な点や疑問等がございましたら、お気軽にお問い合わせください。